

議会だより

■発行 奈良県宇陀郡御杖村議会

■編集 議会広報委員会 ☎0745-95-2001(代表)

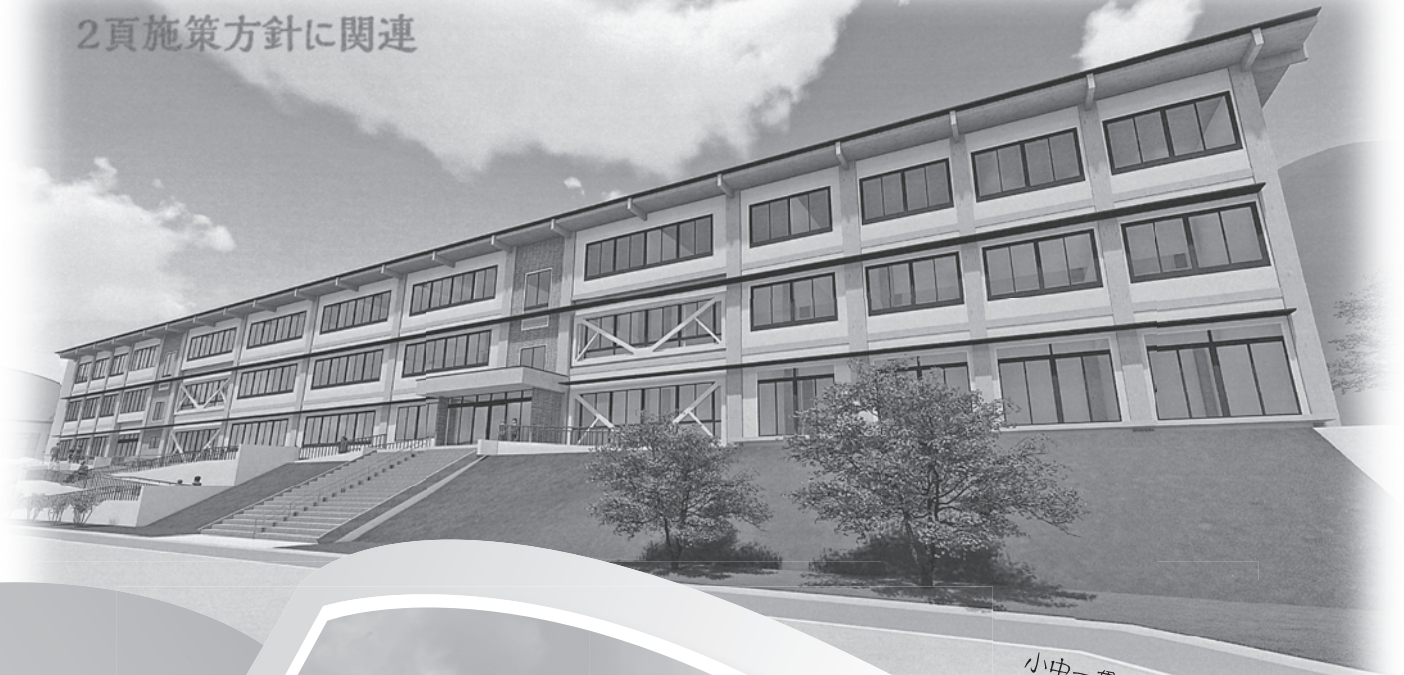
■URL <https://www.vill.mitsue.nara.jp>



第116号

令和2.4.1

2頁施策方針に関連



小中一貫統合校舎完成イメージ



御杖中学校 本年度の秋に着工

3月議会定例会は、3月10日に招集され、会期を3月23日までの14日間とし、3月23日に続会議を行い閉会しました。会期中には、全員協議会・むらづくり委員会・予算決算委員会も開催され、議員提出1件、村長提出15件の合計16件を審議し、すべて原案どおり可決しました。

また、2名の議員が空家対策や買い物支援について一般質問をおこなうとともに、新年度予算に関しては、村長より施策及び編成方針の説明がありました。

主な内容

- ・ 3月定例会議案
- ・ 一般質問(2名)
- ・ 委員会
 全員協議会
- ・ 活動報告



◆伊藤村長

令和2年度施策及び 予算編成方針(要約)

本日ここに、令和2年3月定例議会開会にあたりまして、村政に臨む私の所信を申し上げたいと思えます。
さて、村の最上位の計画として「御杖村第四次長期総合計画」を今定例会で上程し、これまでの村づくりを継承しつつ、「第二期まち・ひと・しごと総合戦略」の役割を兼ねた新たな計画に基づき、村づくりを進めていきます。

歳出面では、今年度から小中一貫校改修工事に着手するため、大きく歳出増となりますが、子供たちの教育等への投資は、未来への必要な投資です。厳しい財政状況ではありますが、村債の発行と財政調整基金の取り崩しで対応します。

令和2年度の一般会計規模は、24億1700万円、9.2%(2億400万円)の増額となりました。一般及び特別会計を合わせて会計間での重複する金額を除いた純計予算総額は、約31億7647万円となり、5.7%(約1億7165万円)の増額となっております。

以下、新年度予算案につきまして、主要施策別に簡潔にご説明申し上げます。

第1番目は「みつえの魅力あふれる産業の振興」についてであります。

遊休農地や耕作放棄地の抑制とともに、土地を集約化・集積化し新規耕作者が参入しやすい環境づくりのため、村単独による新たな支援を行います。本村ほうれん草を、ブランド野菜として維持していくため、助成制度を引き続き実施していきます。地域おこし協力隊を卒業し新規就農者となることに必要な支援を行うとともに、農業分野の新たな協力隊員の募集を行うてまいります。

林業の協力隊員の募集も引き続き行い、自伐型林業の推進に取り組んでいきます。間伐事業も引き続き実施するとともに、間伐材搬出に対する助成やバイオマスエネルギーの供給促進を図るための助成等も更に進めます。また、森林環境譲与税も積み立てを行い、林業整備関連事業を継続的に実施していきたいと考えています。

「株式会社みつえ」では、村内観光施設を管理運営するとともに、独立採算を目指し、村から新たな出資を行い、キャンピング向け建築資材の販売や木製加工品の販売など総合的に事業展開してまいります。

観光振興については、情報発信に取り組みとともに、新型コロナウイルス

感染対策を考慮しながら、例年行っております観光イベント事業だけでなく、新たに関係人口創出のための事業に取り組みます。

第2番目は「みんなが快適に暮らせる生活環境基盤の整備」についてです。

移住・定住対策として、結婚支援事業を始めとする移住定住の取り組みを進めるとともに、空家改修や近居・同居の支援についても引き続き行つてまいります。

村道整備は、引き続き白髪線の改良工事を進めるとともに、隣村からの観光客周遊道路となる井出谷太良路線についても、計画の見直しを含め改良を進めていきます。

本年も継続して桃俣簡易水道配水管更新工事を行うとともに、停電時の給水施設稼働対策を行い、安定した安心・安全でおいしい水の供給に努めます。

また、安心、安全な村づくりのために、曾爾村と御杖村の共同取り組みとして、道路沿線に防犯カメラを設置します。また、村内指定避難所には、避難所を表示する看板を設置いたします。

第3番目は「みつえを次世代につなげるための人づくり」についてであります。

施設一体型の小中一貫校を目指し、現中学校の施設改修整備工事を令和2年9月に着手し、継続事業として令和3年8月に完成する予定です。総事業費は、自然災害による被害

条例の一部改正

◆改正内容

村には、自然災害による被害に対して弔慰金や見舞金の支給、また援護資金の貸付を行う制度があります。今回の改正は、援護資金貸付に対する償還金の支払について、猶予または免除するか否かを判断するために、貸付けを受けた者又はその保証人に対し、収入及び資産の状況について報告等を求めることができるようにするものです。

◎道路占用料に関する条例の一部改正

◆改正内容

道路法の規定により、道路管理者は、道路の占用に対し占用料を徴収できるとされていることから、御杖村では本条例により国の基準の範囲内で占用料を定めています。今般、固定資産税評価替え等により国の基準が改正されたことから、本村の占用料金についても改正を行うものです。主要な占用物件としては

業費は、2力年で約10億円を予定しております。この改修整備期間中は、中学生は、現小学校を仮校舎としての学習環境となりますが、環境に不足がないよう配慮しながら、十分な準備を進めてまいります。

小中学生を対象とした人材育成塾は昨年に引き続き運営を行い、独自の取組で英語や英会話に関心のある児童生徒の学習意欲に添えていきたいと考えています。

第4番目は「いつまでもいきいきと暮らせる福祉の村の実現」についてであります。

引き続き検診事業を実施するとともに、生活習慣病予防・改善に努めます。

介護保険については、給付費が毎年大幅に増えている現状から、本年度策定予定の次期第8期計画でも、保険料が上がる事が予想されます。その抑制のためにも介護予防に努めます。これらの実現には、「地域包括ケアシステム」の構築が必要であり、「自助」「互助」「共助」「公助」の状況に応じた役割分担を考えながら進めていきたいと思えます。

国民健康保険事業は、国民健康保険運営の県単位化を実施し3年目を迎えますが、令和6年度保険料負担が県内同一となるまで、基金を取り崩しながら平準化に努めます。

以上が新年度予算における、主要施策の概要であります。

◎村営住宅管理条例等の一部改正

◆改正内容

令和2年4月1日より、民法の一部改正による債務関係の規定見直しが行われることから、関係する本村の村営住宅関連3条例の一部改正を行うものです。主な改正内容は、連帯保証人の確保が必要なこと、保証人における責任上限額を定めること、明け渡し請求に関して徴収することができるとする加算利率を変更するなどです。

◎関連3条例

- ・村営住宅管理条例
- ・特定公共賃貸住宅等設置及び管理に関する条例
- ・地域優良賃貸住宅設置及び管理に関する条例

【計画策定】

◎第四次御杖村総合計画基本構想及び基本計画の策定



条例名等で、最初につく「御杖村」は省略しています。



【可決(議会要綱)】

◎議会陳情取扱要綱の制定について

◆制定内容

御杖村議会に対する要望や陳情書の取り扱いについて明文化することにより、議会としての判断基準を明確にし適切な議会運営をめざすものです。基準の一例として、公序良俗に反する要望書等については審査を行わないこととすると定めています。



【可決(条例)】

◎職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正

◆改正内容

地方公務員法の規定に基づき、新たに村の職員になる者は、公務員の使命を自覚確認するために服務の宣誓を行わなければならないませんが、その宣誓内容は村の条例で定められています。しかし、会計年度任用職員(臨時・非常勤)は任用形態や任用手続きが様々であることから、服務の宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるように、改正するものです。

◎災害弔慰金の支給等に関する

◆策定趣旨

総合計画とは、村の最上位の計画として、将来における本村のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な指針を示すもので、理念である基本構想と、施策の方向と体系を示した基本計画で構成されています。

現在の第三次計画が令和元年度で終了することから、新たに令和2年度から11年度までの10年間の計画を策定するものです。(計画の内容については、5月に配布される概要版をご覧ください。)

【指定管理】

◎指定管理者の指定の変更
◆改正内容

昨年の3月議会において、村の観光交流施設(旅行村・三季館・姫石の湯・道の駅)の管理について、御杖ふるさと交流公社を指定しましたが、4月からは株式会社みつえに指定変更するものです。

【権利放棄】

◎権利の放棄
◆内容

御杖ふるさと交流公社の解散に伴い、貸し付けていた1千万円が回収不可能となることから、この債権を放棄するものです。

【可決(補正予算)】

◎令和元年度一般会計補正予算(第5号)

・補正額 △6152万円
・総額 25億758万8千円
◆補正内容

国の補助金枠の減額に伴う道路関係事業費の減や、事務事業執行後の残予算の減額等に対し、交付税留保額の調整を行い年度収支の調整を踏まえて、財政調整基金への積立金(貯金)の増額を行うものです。

◎令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

・補正額 増減なし
・総額 1億2071万8千円

◆補正内容

桃俣配水管更新工事費の財源とする起債を290万円増額することにより、予算総額の増減は行わず、一般会計より繰入する金額の減額290万円を行うものです。これを財源更正と言います。

◎令和元年度国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

(事業勘定)
・補正額 △106千円
・総額 3億2757万円
◆補正内容

当初外部へ委託予定であった特定保健指導を内部で実施したことによる減額と、診療所運営補助金の増額によるものです。

(診療所勘定)

・補正額 増減なし
・総額 1億2003万4千円
◆補正内容

予算総額の増減は行わず、診療収入が減少した分の補填に一般会計からの繰入を増額する。

79万3千円の財源更正を行う。

【可決(当初予算)】

令和2年度の予算総額は、一般会計24億1700万円・特別会計9億1613万円、総計33億3313万円となり、前年度より1億7064万8千円の増額となりました。

(村の広報みつえ4月号で予算概要が掲載されていますので、ここでは総額のみをお知らせします。)

◎令和2年度一般会計
・総額 24億1700万円
◎令和2年度簡易水道事業特別会計

・総額 1億3255万3千円
◎令和2年度国民健康保険特別会計

・総額 3億8858万3千円
◎令和2年度介護保険特別会計

・総額 3億5745万9千円
◎令和2年度後期高齢者医療特別会計

・総額 3753万5千円

ご意見が聴きたい!!!

一般質問

(原文掲載)



◆木村議員

質問

空家対策について

現在御杖村では、空家対策条例及び空家バンク等の要綱に基づく政策で空家対策を行っていますが、空家が年々増加傾向にあり、平成30年度では約170戸程あると報告されており、その中で所有者が適切に管理している空家は問題ありません。

んが、所有者が亡くなっている、または相続人が不明である等、何十年も放置されている空家・廃屋が多数確認されており、これらの空家は平成27年に施行された空家対策特別措置法に基づいた政策を実行しなければ解決できないものと思われま

す。本村でも御杖村空家対策協議会が発足され、協議を重ねて空家対策計画が策定されたら報告を受けておりますが、廃屋の解体に向けての手続きが実行されておらず、また令和2年度の一一般会計予算にも計上されておられません。今後の空家対策政策について、伊藤村長の考えをお聞きください。

※空家≠空き家、本紙では法律に合わせ「空家」としています。

村長答弁

全国的に空家の増加が問題となっており、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行される、本村におきましても昨年に空家等対策計画を策定し、空家に関する対策を総合的かつ計画的に進めることとしております。まず第一に空家の適切な管理は所有者の責務であり、管理不全空家の発生予防が大切なこととあります。ホームページ等で啓発を実施して参りたいと考えております。また空家のなかにある活用可能な物件につきましては、移住対策を進める上で重要な資源であると考えております。これまでにも進めて参りました空家バンク制度については、今後も積極的に進め、空家を有効な資源とできるように進めて参ります。しかし、空家の中には活用可能な物件ばかりではあ

りません。老朽化によりそのまま放置される状態が続きますと特定空家としての認定をせざるを得ない物件も出てくると思われま

木村再質問

村長の答弁に対して再質問をいたします。空家対策法に基づいて処置に取り組んでいくとの答弁ですが、いつから取り組んで行かれるのか、時期について具体的に聞かせていただきたいと思ひます。

昨年の3月に、御杖村の空家対策の計画書が策定されたが、その後1年間、何も取り組んでいない。また、空家廃屋の除去に対する財政制度の創設との答弁でありました。補助金制度が実現すれば廃屋の解体は今以上に進んでいくと考えられます。補助金制度を実施していく時期を示していただければと思ひます。

平成30年度、令和元年度、この2年間で、6戸の廃屋が所有者によって解体されました。所有者が管理している空家については、補助金制度が確立されれば

問題なく空家の解体作業が進んでいき、安心安全な村になっていく一助になると考えられます。他方、所有者がいない、また相続人が不明な空家が十数戸、私の平素の議員活動のなかで判明しております。これらの空家の処置についても国で決められた空家対策法を行使して、一日も早い取り組みの実施を要望して私の質問を終わります。

村長再答弁

先ほどのご質問でございますが、村といたしまして昨年度、対策計画を策定いたしました。その時の会議の内容でございますが、村内各空家について調査をいたしましたところ、村内の空家につきましては、基本、管理はされているというなかで、なかなか特定空家の認定というところは難しいところがあるのではないかとこの意見もございました。

や、むらづくりアンケートでも多数の要望がありました。現在、村内で営業されているお店もありますが、購買者である住民の増加が見込めない現状においては、新たな設備投資を行い、採算性を確保することは、独力では非常に困難と思われ

た。そうしたなか、議員言われますように、そのなかでも、数件かなり老朽化若しくは廃屋化が進んでいる部分があるのでないかということ、私も聞かせていただいております。そうした問題につきましては、今年度中に再度調査を行いどうするかを検討していかなければならないと思っております。

それと、基本個人の方の管理というなかで、財政的にも厳しい状況があるのではないかという意見もございます。そうしたなかでは、単独でいくらかの助成をして家を整理していただくという部分に資することも必要ではないかと考えております。今年度中にそうした制度について創設するというかたちで進めて参りたいと思ひます。

※特定空家とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れ、著しく衛生上有害となる恐れ、著しく景観を損なっている、これらの状態にあると認められる空家等をいう。

市町村長は、特定空家の所有者に対して、除去、修繕など、周辺の生活環境の保全をはかるために必要な措置を取るよう助言、指導することができる。それにもかかわらず状態が改善されない場合には、勧告、命令をおこなうこともできるとされている。



吉田議員

質問 買い物支援策について

私のほうからは、買い物支援に関して質問させていただきます。

この件に関しましては、前回の12月定例会における葛城議員の一般質問に対し、その村長答弁、住民・商店・行政が議論を重ね、方針を早期に決定したいと考えているところでございます。

吉田再質問

検討委員会を設置して検討されていくということですが、出来れば早期に検討の上、実施できるようにお願いしたいと思ひます。

村長再答弁

この問題にしましては、村内業者の育成はもちろんでございますが、それだけではなかなか不十分な部分もあると思ひます。できる限り買い物拠点の整備という方向で検討をお願いしたいというように思っております。そういう意味でも早期に検討委員会の立ち上げをしていきたいと思っております。

弁の中で少し触れられておりますが、高齢化が進む本村においては、非常に大きな課題であると考えますので、新年度を迎えるにあたり、村長のお考えを再度お聞きしたいと思います。本村では、高齢者の方々が、車を運転し、宇陀市や名張市方面のスーパーへ買い物に出掛けられています。しかしながら、近年は高齢者による事故が大きな社会問題になっており、道路交通法の改正により高齢者に対して運転免許証の返納を促すようになり、今後は自動車を運転できない人の大幅増加が予想されま

す。加えて、高齢とともに身体機能が低下すれば、歩いての買い物さえ難しくなり、買い物がつまづ続けられるのか、最後は、買い物難民となりかねません。そんななか、村民の方々から、村内で小さな店でもいいから、食品・生活用品を買える施設が欲しいとの声を聞くことも多くなっています。御杖村子ども議会における中学生の意見

村長答弁

吉田議員ご指摘の通り、御杖村では高齢者の増加、店舗の廃

業が相次ぎ近い将来にも買い物難民が出てきてしまう懸念があります。また総合計画のアンケート、子ども議会での質問で村営コンビニエンスストアの要望が多くありました。村として、ここ数年地元商店の意向なども聞き取り、どういう形で運営すべきかを模索していたところでございます。本来、村が村内事業者の経営を圧迫してまで村営買物拠点を作るより、民間が経営していただくのが本来の形だと思っております。ところが、昨年に新しい物施設を作りたいという村内起業者が現れ、聞き取りをいたしました結果、近い将来に食料品の宅配も考えているとのこと。村としてこの起業者の動きを見守り育てるのが一番重要と考えます。

しかしながら並行して、高齢化が進む中、村営買物拠点の必要性の是非を判断するためにも本年度に検討委員会を立ち上

議会運営委員会 【全議員】

(2月20日)

3月議会定例会の会期や、委員会等の日程について決定をしたのち、予定議案の概要説明をうけ、各議案の審議取扱いについて協議を行いました。

全員協議会

(2月20日)

【全議員】

3月定例会の日程確認をしたのち、総務課より防災有線放送機器の新規設置基準の説明と、保健福祉課より新型コロナウイルスに関する対応について説明がありました。その後、議員より総合計画策定のすすめや、食品表示法の改正に関する村の指導について質問が行われました。また、次回の全員協議会で説明を希望する事項について議員より提案がありました。最後に今後の予定を確認して会議を閉じました。

(3月11日)

3月10日の定例会開会日に、予算決算委員会に付託となった補正予算3件及び令和2年度当初予算5件について、また、むらづくり委員会へ付託となった総合計画策定ほか2件について、各担当課長よりその内容について、詳細な説明を受けました。

むらづくり委員会 【全議員】

(3月17日)

本会議において付託された、総合計画策定・指定管理者の指定変更・権利の放棄の3案件について、活発な質疑応答がおこなわれ、審査をおこないました。審査の結果、3案件について原案どおり可決すべきものと決定し、23日の本会議において報告することとなりました。

予算決算委員会 【全議員】

(3月18日)

本会議において付託された補正予算3会計及び令和2年度当初予算5会計について審査をおこないました。質疑応答では、多くの質疑が出され行政より説明を受けました。委員会としての審査結果は、全て原案どおり可決すべきものと決定し、23日の本会議において報告することとなりました。

～活動報告～

2月

- 20日 議会運営委員会(全議員)
全員協議会(全議員)
- 25日 正副議長打合会(山岡・吉田)
- 26日 広域消防組合議会 定例会(盛岡)
- 27日 例月出納検査(山崎)
- 28日 総合計画審議会(山岡・吉田)

3月

- 1日 消防ポンプ自動車引渡式第2分団(山岡)
- 2日 正副議長打合会(山岡・吉田)
- 3日 曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会
(盛岡・木村・葛城)
- 4日 国保運営協議会(山岡・山崎)
- 9日 正副議長打合会(山岡・吉田)
介護保険運営協議会(木村)
- 10日 3月定例会 開会(全議員)
- 11日 全員協議会(全議員)
- 16日 正副議長打合会(山岡・吉田)
- 17日 むらづくり委員会(全議員)
広報委員会(盛岡・葛城)
- 18日 予算決算委員会(全議員)
- 23日 3月定例会 続会(全議員)
広報委員会(盛岡・葛城)

